

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

告 示

- 告示第98号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第99号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

告示

宇治市告示第98号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和8年9月11日から14日間

令和8年9月11日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
黄檗山 手線	五ヶ庄三番割25番地の38	前	12.0	8.6	
	五ヶ庄三番割25番地の38		～14.6		
	五ヶ庄三番割25番地の38	後	12.0	8.6	
	五ヶ庄三番割25番地の38		～13.4		
宇治9 4号線	宇治天神37番地の2	前	3.9	35.9	
	宇治天神37番地の5		～4.1		
	宇治天神37番地の2	後	3.9	35.9	
	宇治天神37番地の5				
宇治1 94号 線	宇治妙楽31番地の2	前	1.3	77.8	
	宇治妙楽17番地の4		～2.6		
	宇治妙楽31番地の2	後	1.5	76.9	
	宇治妙楽17番地の4		～2.8		
伊勢田 町13 3号線	伊勢田町南山8番地の2	前	2.2	13.0	
	伊勢田町南山8番地の2		～2.7		
	伊勢田町南山8番地の2	後	6.0	13.0	
	伊勢田町南山8番地の2				

宇治市告示第99号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和8年9月11日から14日間

令和8年9月11日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
宇治194号 線	宇治妙楽31番地の2 宇治妙楽17番地の4	令和8年9月11日
伊勢田町13 3号線	伊勢田町南山8番地の2 伊勢田町南山8番地の2	令和8年9月11日